

障害者手帳

下記の障害者手帳について、
申請窓口・お問い合わせは 市役所 障がい福祉課 へ
TEL 876-1234(内線3563～3564)

療育手帳

知的障がいのある人が、さまざまな支援を受けやすくするために交付されます。
手帳は、申請してから沖縄県の審査・認定を経て、約2～3ヶ月で交付されます。

＜交付申請に必要なもの＞

1. 申請書
2. 印鑑(みとめ印 可)
3. 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm)

○参考:知的障害者総合判定基準表(P.2)

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患によって、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある人に交付されます。
手帳は、申請してから沖縄県の審査・認定を経て、約2～3ヶ月で交付されます。

＜交付申請に必要なもの＞

1. 申請書
2. 診断書(初診から6ヶ月以上経過したもの)
または、障害年金証書(精神障害を事由とするもの)
3. 印鑑(みとめ印 可)
4. 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm)
5. 個人番号がわかるもの(通知カード等)

○参考:精神障害者保健福祉手帳障害等級表(P.2)

身体障害者手帳

身体に障がいのある人が、さまざまな支援を受けやすくするために交付されます。
手帳は、申請してから沖縄県の審査・認定を経て、約2～3ヶ月で交付されます。

＜交付申請に必要なもの＞

1. 申請書
2. 県知事の指定する医師が記載した診断書(意見書)
3. 印鑑(みとめ印 可)
4. 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm)
5. 個人番号がわかるもの(通知カード等)
6. 窓口に来る方の身分証明書(写真付)

療育手帳用知的障害者総合判定基準表

区分		内容
最 重 度 「A1」		プロフィールがおおむね「最重度」程度に該当し、又は各種診断の結果、最重度の処遇が必要とされ、知能測定値が35以下で合併障害として身体障害者福祉法に基づく障害の程度が1級又は2級に該当するものであって、日常生活において常時介護を必要とするもの。
		プロフィールがおおむね「重度」程度に該当し、又は各種診断の結果、重度の処遇が必要とされ、知能測定値が50以下で合併障害として身体障害者福祉法に基づく障害の程度が1級、2級又は、3級に該当するものであって、日常生活において常時介護を必要とするもの。
中 度 「B1」		プロフィールがおおむね「中度」程度に該当し、各種診断の結果、中度の処遇が必要とされるもの。
軽 度 「B2」		プロフィールがおおむね「軽度」程度に該当し、各種診断の結果、軽度の処遇が必要とされるもの。
そ の 他	程度不明	プロフィールの程度が判然とせず、各種診断の結果でも、必要とする処遇の程度がはっきりしないもの。
	非 該 当	前各号に該当しないもの。
備 考 総合判定のプロフィールに基づき、被判定者の年齢を十分考慮し、判定すること。		

※日常生活能力の状態、健康状態、読み、書き、計算の力、IQ等を統合して判定する。

精神障害者保健福祉手帳障害等級表

区分	内容
1 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。
2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。
3 級	日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの。

※障害等級の判定にあたっては、精神疾患(機能障害)の状態とそれに伴う生活能力の状態の両面から総合的に判定を行うものとする。